

1 1 1 3 輸入許可前の貨物引取り制度

輸入貨物は、輸入の許可を受けなければ国内に引き取ることはできません。

しかし、この原則をあくまで厳守して貨物を長く保税地域に留置させることは、輸入者の商取引上商機を逸することにもなり、適当でない場合があります。このため、例えば以下のような貨物について輸入の許可前に貨物を直ちに引き取ることが可能となる許可前引取り承認制度（Before Permit: B P）を導入しています。なお、許可前引取り承認制度を利用する場合には、関税等相当額の担保を税関に提出した上で税関長の承認を受ける必要があります。

◎ こんな場合に利用できます。

- ・ 貴重品や危険物、変質・損傷のおそれがあり特に引取りを急ぐもの
- ・ 展示会等へ出品するもので時間的制約があるとき
- ・ 特惠税率又は経済連携協定に基づく税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れるとき（ただし、いずれの場合も「原産地証明書の提出猶予」の承認を受けた場合に限りです。）
- ・ 陸揚げ後に数量を確定させる契約による貨物であり、輸入申告時に貨物の数量が確定していないとき

◎ 留意事項

- ・ B P 承認後、不明であった数量、価格等が確定した際には、これらの資料を税関に提出して輸入許可を受けてください。
- ・ 輸入貨物が輸入してはならない貨物、他法令の許可、承認を受けていないもの、及び原産地表示を偽ったもの等については、B P の承認を受けることはできません。

（関税法第 7 3 条）